

第1章 計画の目的等

1.1 計画の目的

人口減少や少子高齢化が進み、財政状況がより厳しくなる中でも、市民が住んでよかったと実感できるような取り組みが求められています。

本計画は、これらの実現に向け、必要な行政サービスを提供し続けていくため、公共施設及びインフラ資産の老朽化に対する基本的な考え方を示し、今後の計画的な取り組みにつなげることを目的とします。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて策定したものであり、今後検討する個別計画の指針となるものです。

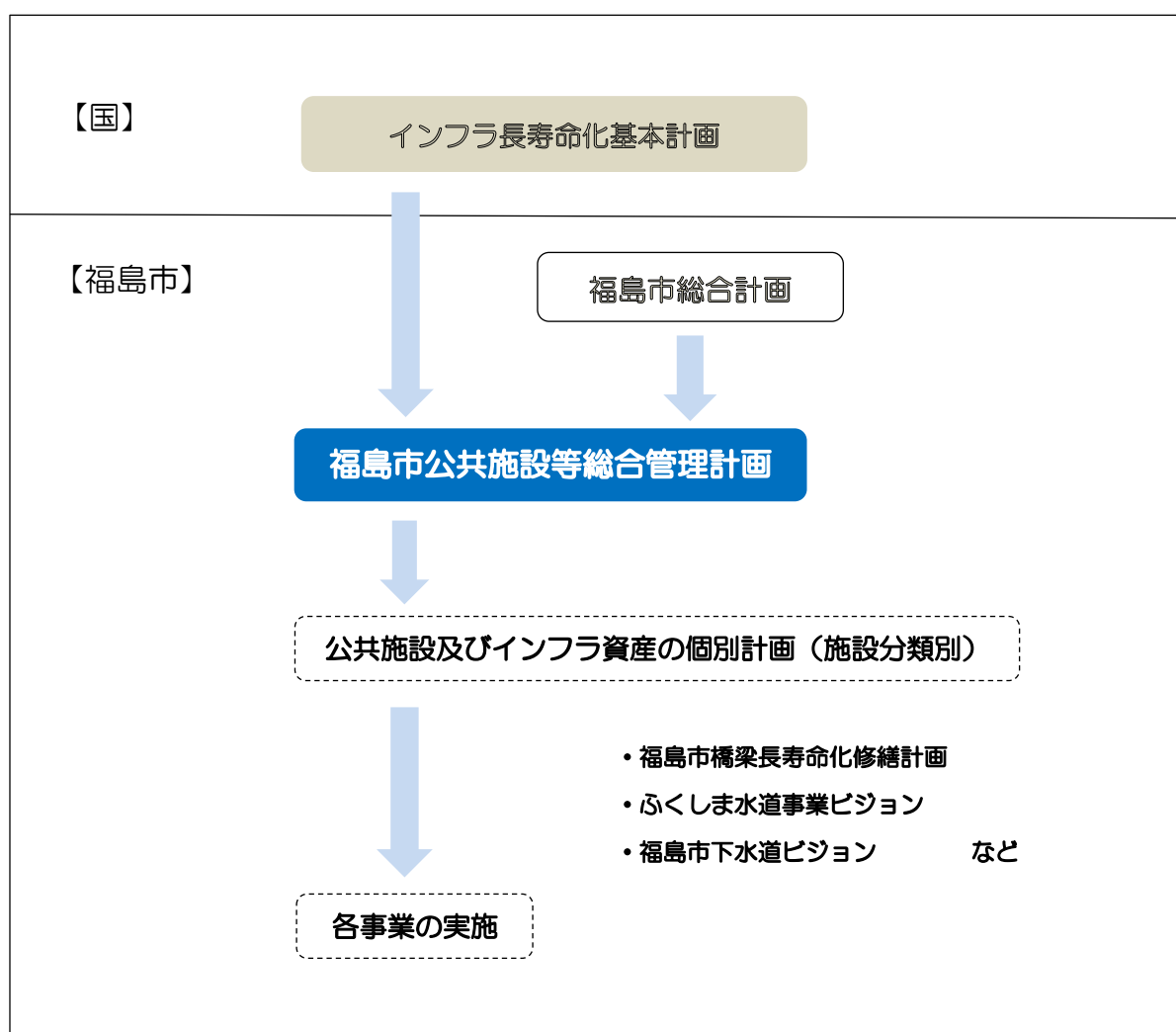


図 1.2.1 本計画の位置づけ

1.3 計画の対象

本計画は、本市が保有する財産のうち、「公共施設」12分類と「インフラ資産」4分類（以下、「公共施設等」という。）を対象とします。

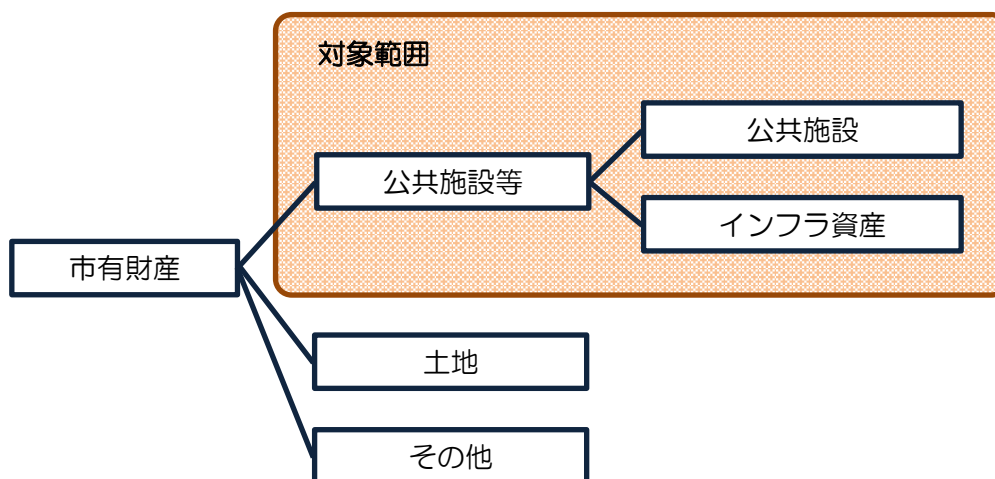


図 1.3.1 計画の対象範囲

表 1.3.1 主な対象施設の分類

	施設分類	福島市の主な施設
公共施設	①市民文化系施設	市民会館、福島テルサ、パルセ飯坂、公会堂、音楽堂
	②社会教育系施設	図書館、学習センター、民家園
	③スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、運動場、野球場、市民プール、公衆浴場、家族旅行村、キャンプ場、自然の家
	④産業系施設	卸売市場、ふくしまスカイパーク
	⑤学校教育系施設	小学校・中学校（体育館・プール等含む）、給食センター
	⑥子育て支援系施設	保育所、幼稚園、児童センター、こむこむ
	⑦保健・福祉系施設	老人福祉センター、デイサービスセンター、身体障がい者福祉センター、保健福祉センター
	⑧行政系施設	本庁、支所、出張所、消防署、消防分団屯所、青少年センター、維持補修センター
	⑨住宅系施設	市営住宅、市営住宅集会所
	⑩公園施設	御倉邸、管理棟、四阿、便所
	⑪供給処理施設	クリーンセンター、最終処分場、衛生処理場
	⑫その他施設	斎場、霊園、自転車駐車場、駅前広場施設、公衆便所
インフラ資産	①道路	道路舗装部（農道・林道・福島駅東西自由通路含む）
	②橋梁	橋梁
	③上水道施設	浄水場、配水池、ポンプ場等
	④下水道施設	処理場、排水処理施設、ポンプ場等

1.4 計画の展開イメージ

本計画は、将来世代も見据えた必要な機能を選択することにより、施設保有量を適正化するとともに、管理運営の効率化を図ることで、公共施設等の最適化を目指し、市民とともに公共施設等のマネジメントを推進していくものです。

計画の展開イメージは、次のとおりとなります。

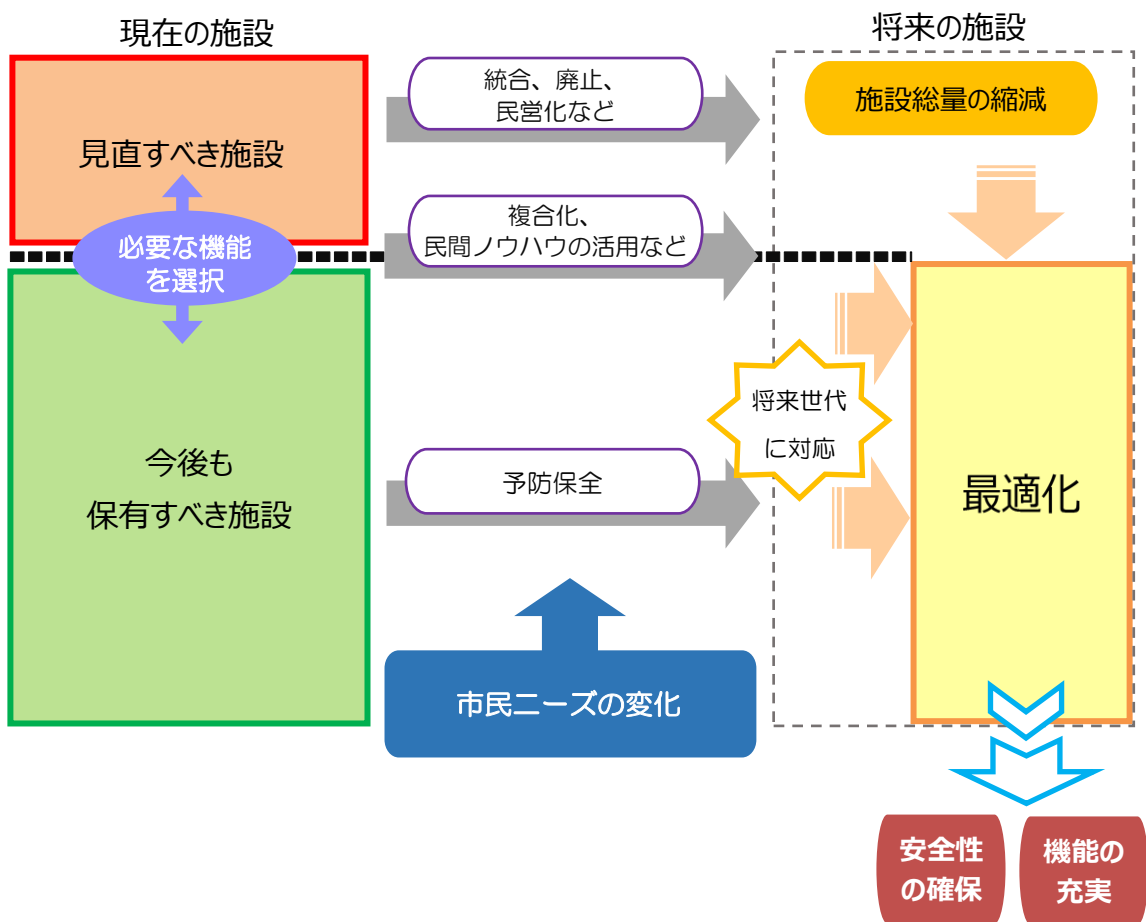


図 1.4.1 計画の展開イメージ

1.5 計画期間

(1) 計画期間 平成 29 年度～38 年度 (10 年間)

(2) 期間設定の理由

公共施設の標準的耐用年数(60年)と大規模改修の目安(30年)を踏まえ老朽化に注目した場合、現在築30年以上の公共施設の割合は約6割、10年後には8割を超え、今後老朽化が更に進むこととなります。

このため、平成29年度からの10年を重点的に取り組む期間として位置づけ、その後は、計画の進捗状況、財政状況や社会情勢等を踏まえ、計画の見直し(更なる計画期間の設定を含む。)を適宜行いながら推進を継続していくものとします。

また、本計画に基づき、今後は施設分類別に個別計画を策定し、施設の配置等の見直しを行うこととします。

なお、将来の公共施設等の更新等に必要となる費用の見通しは、平成28年度から平成67年度までの40年間で試算しています。

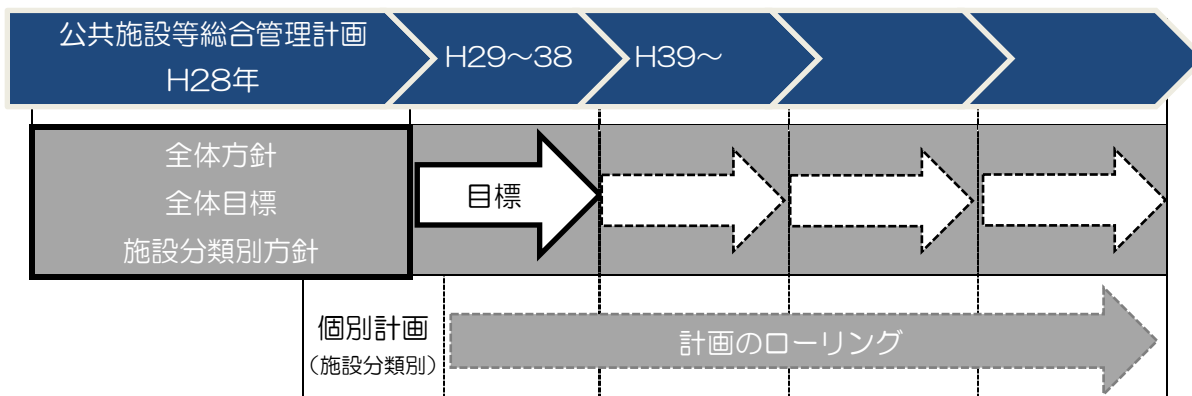


図 1.5.1 計画期間